

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	一般社団法人 慈恵会
主たる事務所の所在地	〒038-0021 青森市安田字近野145番地13
代表者(職名・氏名)	理事長 丹野 智宙
連絡先	電話:017-782-8500 FAX:017-782-8566

2. 事業所の概要

事業所の名称	青森市地域包括支援センターのぎわ	
サービスの種類	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業	
事業所の所在地	〒038-0058 青森市羽白字野木和45番地	
連絡先	電話:017-763-2255 FAX:017-787-3088	
指定年月日・介護保険事業所番号	平成18年4月1日指定	0200100113
管理者の氏名	佐藤 美保	
通常の事業の実施地域 (担当する日常生活圏域)	青森市(油川、羽白、岡町、孫内、鶴ヶ坂、戸門、新城山田、新城福田、新城天田内、西田沢、飛鳥、瀬戸子、奥内、前田、清水、内真部、左堰、小橋、六枚橋、後潟、四戸橋)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、要支援・要介護状態になることを予防し、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。
運営の方針	1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業(以下「事業」という。)の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅におい

	<p>て、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。</p> <p>2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者、その他事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行い、介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努めます。</p> <p>4 事業の運営に当たっては、青森市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障がい福祉制度の関係者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。</p> <p>5 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行います。</p>
--	--

4. 従業員の職種、員数及び職務内容

従業員の職種	員数・勤務の形態	職務内容
管理者 (主任介護支援専門員と兼務)	1名・常勤	従業員の管理、事業の利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
主任介護支援専門員 (うち1名管理者と兼務)	1名・常勤	
社会福祉士	2名・常勤	
保健師	2名・常勤	

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を確保しています。

6. 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

内 容	提 供 方 法
内容及び手続きの説明及び同意	<ol style="list-style-type: none"> 1 「青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成26年12月24日条例第45号)を遵守し実施します。 2 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、事業の開始について利用申込者の同意を得ます。 3 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画(以下「計画」という。)が介護保険法に規定する基本方針及び利用申込者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができること等の説明を行い、理解を得ます。 4 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えていただきますようお願いします。

<p>介護予防サービス・支援 計画の作成</p>	<p>利用者宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</p> <p>利用者は自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者について紹介を求められます。実施しているサービスの内容、利用料等の情報についてパンフレットを用いて説明する等、適正にサービスを選択していただきます。</p> <p>提供するサービスにより達成すべき目標と達成時期、サービス等を提供する上での留意点などを盛り込んだ計画の原案を作成します。</p> <p>利用者、家族、介護予防サービス事業者などを参集又は、利用者や家族の同意を得たうえで、テレビ電話装置その他情報通信機器を活用し、利用者の情報を共有し、抱えている課題、目標、支援の方針について協議等を行うサービス担当者会議を開催します。</p> <p>計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象にならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者や家族に説明し、その意見を伺います。(計画の原案に位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることが可能です。)</p> <p>計画の原案は、利用者や家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、利用者から文書で同意を得た上で決定します。</p>
<p>介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供</p>	<p>計画の目標に沿ってサービス等が提供されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>
<p>計画の実施状況の把握 (モニタリング)</p>	<p>介護予防サービス事業者や利用者等と連絡を取り、サービスの実施状況や、利用者の状況等の把握をします。</p>
<p>計画の実施状況の評価</p>	<p>計画の実施状況について定期的に評価を行い、今後の方針を決定します。評価は、利用者宅を訪問して行います。</p>
<p>相談・説明</p>	<p>介護保険や介護・介護予防等に関することは、幅広くご相談に応じます。</p>
<p>医療との連携・主治医への連絡</p>	<p>1 計画の作成時(又は変更時)や、サービス等の利用時に必要な場合又は医療系サービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p> <p>2 前号により医師等に意見を求めて、計画を作成した場合には、当該計画を主治の医師等に交付します。</p>
<p>計画の変更</p>	<p>利用者が計画の変更を希望した場合又は計画担当者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重し合意の上で、計画の変更を行います。</p>

要介護認定等にかかる申請の援助	1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2 利用者の認定の有効期間満了の60日前には、更新申請に必要な協力を行います。
訪問	担当者は利用者の状況把握等のため、利用者の居宅を訪問いたします。

※ 介護予防ケアマネジメントでは、利用者様の心身の状況、利用するサービス等に応じ、上記内容の一部（サービス担当者会議、モニタリング、評価等）を、省略又は簡略化して行う場合があります。

7. 業務の委託

事業所は、以下の業務の一部または全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。ただし、計画の作成を委託する事業所等については、利用者と協議のうえ決定します。

（業務委託の内容）

- ①指定介護予防に係るアセスメントの実施
- ②計画の原案の作成
- ③サービス担当者会議の開催
- ④利用者に対する計画の原案の説明
- ⑤利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
- ⑥モニタリングの実施
- ⑦サービス実施状況の把握、計画の評価
- ⑧保険給付に係る給付管理
- ⑨利用者及び介護予防サービス事業者等との連絡調整

8. 利用料その他の費用

事業にかかる費用については、介護保険から全額給付されるため、利用者の負担はありません。ただし、利用者の保険料滞納等により、当事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、次の利用料をお支払いいただき、利用料お支払の際には、サービス提供証明書と領収書を発行します。また、事業の提供の開始に際しては、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

・ 利用料

介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 (1月につき)	4,420円
-------------------------------------	--------

※新規の場合の加算は、3,000円です。

※指定居宅介護支援事業所と連携した場合の加算（委託連携加算）は、3,000円です。

※状態改善に伴いサービス利用を終了し、地域における介護予防活動等に継続して参加する場合の加算（卒業加算）は、3,000円です。（介護予防ケアマネジメントの場合のみ）

9. 緊急時の対応方法

(1)従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族等、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

主治医連絡先	
--------	--

(2)事業の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告を行うものとします。

(3)事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとします。

(4)利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。当事業所では、以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	社会福祉法人全国社会福祉協議会
加入保険名	福祉サービス総合補償
保険の内容	対人・対物事故等の賠償補償

10. 苦情・ハラスメント処理

(1)提供した事業又は計画に位置付けた介護予防サービス事業所等に関する苦情やハラスメントの相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

電話番号:017-763-2255
FAX番号:017-787-3088
事業所相談窓口 担当・責任者:佐藤 美保
受付日 月曜日～土曜日(日・祝日以外)
受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(2)提供した事業に関する苦情やハラスメントの相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

受付機関	青森市福祉部介護保険課	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 017-734-5257 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く)
	青森市福祉部高齢者支援課	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 017-734-5326 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く)
	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 青森市新町2丁目4番1号 電話番号 017-723-1336 受付時間 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く)

- (3)事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。また、自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとします。
- (4)事業所は、事業等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

11. 衛生管理等

事業者は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、指針の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修、訓練を定期的実施する等の又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2)虐待防止のための指針の整備
- (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

また、事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

14. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2)事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3)事業者が知り得た利用者又はその家族の個人情報については、原則的に、事業の提供以外の目的では利用しないものとしますが、当事業所が、高齢者へのよりよい支援体制づくり(地域包括ケアシステム構築)のために行う、学会及び研究会等で事例発表や、地域ケア会議の開催等において、利用者や家族の個人情報が必要となる場合がございますので、別紙「個人情報利用同意書」をご確認の上、記名・押印をお願いいたします。また、その他外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の方の了解を得るものとします。
- (4)事業所では、保健師、看護師、社会福祉士等の養成機関からの依頼を受け、実習の受入を行います。実習生が期間中に利用者の居宅等へ従業者に同行して訪問させていただくことがございますが、実習生に関しても従業者と同様に個人情報の取扱を適正に行うものいたします。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供同意書

令和 年 月 日

事業者は、利用者様への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

所在地 青森市羽白字野木和45番地

事業者名 一般社団法人 慈恵会
青森市地域包括支援センターのぎわ

所 長 佐藤 美保 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者様 住 所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名 印

(本人との続柄)